

岡山市避難行動要支援者支援計画

令和8年3月

岡山市

第1編 総則	-----	1
第1章 総論	-----	1
1 本計画の趣旨	-----	1
2 本計画の位置付け	-----	1
3 用語の定義	-----	2
第2編 避難行動要支援者名簿	-----	4
第1章 概要	-----	4
第2章 名簿の作成及び保管等	-----	4
1 名簿の作成及び保管	-----	4
2 名簿に掲載する者の要件	-----	4
第3章 名簿の作成方法等	-----	5
1 名簿の作成方法	-----	5
2 名簿の記載事項	-----	6
3 避難行動要支援者名簿対象者の更新	-----	6
4 名簿の用途	-----	7
第4章 名簿情報の提供等	-----	7
1 情報提供に係る同意確認	-----	7
2 平時における名簿情報の提供	-----	8
3 避難支援等関係者	-----	8
4 避難支援等関係者ごとの名簿情報の提供方法と更新	-----	9
第5章 名簿情報の適正管理	-----	10
1 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置	-----	10
2 利用及び提供の制限	-----	11
3 守秘義務	-----	11
4 名簿情報等の返却	-----	11
第3編 個別避難計画	-----	13
第1章 概要	-----	13
1 個別避難計画の作成（災害対策基本法第49条の14）	-----	13
2 個別避難計画の対象者	-----	13
3 個別避難計画の共有者	-----	13
4 個別避難計画の作成に係る関係機関	-----	14
第2章 個別避難計画作成の進め方	-----	14
1 同意確認	-----	14
2 計画作成の優先者（緊急度・優先度）	-----	14
3 計画の内容	-----	15
第3章 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法	-----	15

第4章 個別避難計画の更新 -----	16
1 更新の契機の例 -----	16
2 事情の変更による更新 -----	16
第5章 避難支援等関係者等の安全確保 -----	16
第4編 避難支援体制 -----	18
第1章 避難支援等の基本的な考え方 -----	18
第2章 支援体制の構築 -----	18
1 市の支援体制 -----	18
2 地域による支援体制 -----	18
3 関係団体による支援体制 -----	19
第3章 安否確認・避難支援の実施 -----	19
1 安否確認・避難支援の実施 -----	19
2 あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制 -----	19
第5編 避難のための情報伝達 -----	21
第1章 避難情報等の伝達方法 -----	21
第2章 避難のための情報伝達 -----	21
第6編 避難所等における支援体制 -----	22
第1章 要配慮者の避難所・支援体制 -----	22
第7編 普及啓発等 -----	23
第1章 日頃の見守りと避難訓練の実施 -----	23
1 日頃の見守り -----	23
2 避難訓練 -----	23
3 地域住民及び避難行動要支援者の備え -----	23
第8編 関係法令抜粋 -----	24
様式集 -----	30
(様式1) 避難行動要支援者名簿登録・変更申請書兼同意書 -----	30
(様式2) 避難行動要支援者名簿 -----	31
(様式3) 避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書 -----	32
(様式4) 避難行動要支援者名簿同意・同意取消申請書 -----	33
(様式5) 避難行動要支援者名簿の登録情報に関する確認書 -----	34
(様式6) 岡山市避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書 -----	35
(様式7) 受領書（安全安心ネットワーク又は連合町内会保管用） -----	36
(様式8) 受領書（岡山市提出用） -----	37
(様式9) 岡山市個別避難計画 -----	38

第1編 総則

第1章 総論

1 本計画の趣旨

阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとした大規模災害時には、高齢者や障害のある方等が犠牲となるケースが少なくない。

そうした過去の大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正が進められ、平成25年の改正では避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、さらに令和3年の改正では避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。

また、災害対策基本法の改正に伴い、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府)」も改定(令和3年)、更新(令和7年)され、市町村が避難行動要支援者の迅速な避難支援等の取り組みを進めるうえで留意すべき事項等が示された。

これを踏まえ、本市においても、「岡山市要配慮者避難支援全体計画」を「岡山市避難行動要支援者支援計画」として全面的に見直し、優先的・重点的に取り組むべき避難行動要支援者への対策について具体的に定め、市が抱えている課題や取組内容への理解、周知を促進するとともに、避難行動要支援者の避難支援体制の確保と支援の継続を図ることとした。

2 本計画の位置付け

本計画は、岡山市地域防災計画の「要配慮者の安全確保計画」について具体化したものであり、その関連計画と位置づける。

3 用語の定義

(1)「災害」とは

風水害、地震など岡山市地域防災計画に定める災害をいう。

(2)「要配慮者」とは

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等で、平時における防災活動や災害時における情報伝達、避難行動、避難生活等に支援を要する者をいう。

(3)「避難行動要支援者」とは

要配慮者のうち、岡山市地域防災計画で定める要件に該当し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

(4)「避難行動要支援者名簿」とは

上記(3)「避難行動要支援者」について掲載し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難の支援、安否確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿をいう。名簿に掲載する者の要件は、岡山市地域防災計画にて定める。

(5)「安全・安心ネットワーク」とは

市内の各小学校区又は地区を活動エリアとする町内会をはじめとする各種団体が、地域の課題解決に向け、自主的に一体となって活動することを目的として組織された団体をいう。

(6)「自主防災組織」とは

市民の一人ひとりが、自分の身を自分の努力によって守る(自助)だけでなく、「自分たちの街は自分たちで守る」という強い共助精

神のもとに、災害時の地域における安全安心を確保するため、市民自らが町内会などを基本単位として組織し、自主的な防災活動を行う団体をいう。

(7)「個別避難計画」とは

上記(4)「避難行動要支援者名簿」の掲載者ごとに、災害時に備え、避難支援等を実施するための支援体制をあらかじめ整理し、作成した計画書をいう。

第2編 避難行動要支援者名簿

第1章 概要

平成25年6月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援体制の構築が求められることとなった。

名簿情報は平時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付けることができる。ただし、このためには避難行動要支援者のうち本人又は親権者、法定代理人等からあらかじめ書面による同意を得る必要がある。

第2章 名簿の作成及び保管等

1 名簿の作成及び保管

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、避難行動要支援者名簿(以下、「名簿」という。)を作成し、危機管理室、各区総務・地域振興課で保管する。

2 名簿に掲載する者の要件

名簿に掲載する者の範囲は、以下のいずれかの要件を満たし、生活の基盤が原則として自宅にある者とする。

- (1)要介護認定3～5を受けている者
- (2)身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者

(心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く)

- (3)療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4)精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者又は地域定着支援を利用している精神障害者
- (5)障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- (6)上記(1)から(5)までに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら避難支援等を希望し、名簿への掲載を申請した者
- (7)上記(1)から(5)までに該当しないが、避難支援等関係者から、本人又は親権者、法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった者

第3章 名簿の作成方法等

1 名簿の作成方法

災害対策基本法第49条の10第3項の規定により、市町村内部において個人情報を取得(目的外利用)することが可能であることから、関係各課が把握している情報(第2編 第2章「2 名簿に掲載する者の要件」参照)を危機管理室が集約することにより、名簿を作成する。要件(6)(7)の場合、本人又は家族等から申請書(様式1)を提出してもらい、名簿へ掲載する。

また、社会福祉施設入所者や長期入院患者等については、施設や病院等による対応となることから、関係各課からの情報により名簿の対象者を在宅者に限る。

なお、入所・入院していた者が退所・退院等により社会福祉施設や病院等から自宅に移る場合には、名簿掲載の同意確認のため、本人・家族等から市への連絡が必要となる。

また、地図システムとハザードマップの情報を重ね合わせて避難行動要支援者の居住地における災害リスクを判定し、名簿に記載することによって後述する個別避難計画の作成に係る取組に活用する。

2 名簿の記載事項

災害対策基本法第49条の10第2項の規定により、名簿(様式2)に記載する事項は以下のとおりとする。

- (1)氏名
- (2)生年月日
- (3)性別
- (4)住所又は居所
- (5)電話番号その他の連絡先
- (6)避難支援等を必要とする事由
- (7)災害リスク
- (8)個別避難計画の作成状況
- (9)該当町内会や担当地区の民生委員・児童委員
- (10)その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 名簿対象者の更新

関係各課に対する名簿の作成に必要な情報の集約は、毎年10月1日を基準日として年に1回行う。また、名簿対象者の住民登録情報の更新は、月に1回行う。

4 名簿の用途

名簿の作成目的は「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする」ことであり、名簿の用途としては主に次の内容が想定される。

- (1) 台風や津波など自然現象の発生から実際に被害が生じるまでの間に一定の時間的猶予がある場合
被害の発生のおそれが明らかになった時点で、名簿情報に基づく速やかな避難支援と、指定緊急避難場所等の安全な場所への避難。
- (2) 地震のように突発的に被害をもたらす災害が発生した場合
自力での避難が著しく困難であり被災家屋に取り残されている可能性が高いことから、名簿情報に基づく速やかな安否確認と、その結果に基づく救出活動。
- (3) その他
安否確認に基づいた救出・救助の実施のほか、災害時に迅速な避難支援等が行えるよう、平時からの避難訓練や防災訓練の実施等への活用。

第4章 名簿情報の提供等

1 情報提供に係る同意確認

第1章に定める同意は、第3章「1 名簿の作成方法」での情報集約後、第2章「2 名簿に掲載する者の要件」により、当該年度に新たに(1)～(5)の要件に該当する者、又は掲載者になって以降同意書を提出したことがない者に対し、同意書(様式3)を郵送し、同意・不同意の意思を

確認する。期限内に回答がない場合は、個人情報保護の観点から、不同意であったとみなし、避難支援等関係者に平時から提供する名簿には掲載しない。

なお、同意又は不同意の回答については、本人又は親権者、法定代理人等から変更の申請(様式4)がない限り年度内において継続する。

また、過去に同意書の提出があった者については、確認書(様式5)を年に1回郵送し、掲載中の名簿情報に変更がないか確認する。なお、変更がない場合は、確認書の提出は求めない。

2 平時における名簿情報の提供

市は、避難支援等関係者(団体及び個人を含む。)に対し、避難行動要支援者のうち本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を平時から提供する。ただし、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、予想される災害の種別や規模等を総合的に勘案した上で当該同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に避難支援等に必要な範囲に限り名簿情報を提供する。

3 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者であり、岡山市地域防災計画で定めている避難支援等関係者は以下のとおり。

- (1)岡山市消防局
- (2)岡山市消防団
- (3)岡山県警察
- (4)民生委員・児童委員

- (5) (社福)岡山市社会福祉協議会
- (6) 自主防災組織
- (7) 安全・安心ネットワーク
- (8) 町内会等
- (9) 岡山市地域包括支援センター
- (10) その他、避難支援等の実施に携わる関係者として市長が必要と認める者

4 避難支援等関係者ごとの名簿情報の提供方法と更新

市は、「3 避難支援等関係者」に名簿情報を提供し、原則として年1回更新する。提供の際は、個人情報の取扱いに配慮し、避難支援等関係者ごとに次の手順で行うものとする。

(1) 安全・安心ネットワーク、町内会等

事前に各学区の安全・安心ネットワーク代表者又は連合町内会長(以下「代表者」)と名簿情報の提供と利用に関する覚書(様式6)を締結した上で提供する。なお、覚書は代表者に変更があった場合には再度締結を行う。

名簿情報の提供単位については、代表者に学区・地区単位又は単位町内会単位等の意向を確認した上で提供する。意向確認に併せて、管轄学区に町内会不明の名簿掲載者がいる場合、町内会を問う確認用の名簿を送付し、可能な範囲での回答を依頼する。

代表者を通して名簿情報の提供を受けた町内会長等は、受領書(安全・安心ネットワーク又は連合町内会用)(様式7)を代表者に提出する。また、代表者を通さず市から名簿情報の提供を受けた町内会長等は、受領書(岡山市用)(様式8)を市に提出する。

(2) 民生委員・児童委員

事前に各地区の民生委員・児童委員協議会長(以下「地区会長」と)と名簿情報の提供と利用に関する覚書(様式6)を締結した上で提供する。なお、覚書は地区会長に変更があった場合には再度締結を行う。

名簿情報の提供単位については、事前に地区会長に学区・地区単位又は地区担当者単位等の意向を確認した上で提供する。意向確認に併せて、名簿掲載者の地区担当者を問う確認用の名簿を送付し、可能な範囲での回答を依頼する。

(3) 岡山市消防団、(社福)岡山市社会福祉協議会、自主防災組織、岡山市地域包括支援センター

上記(1)の取扱いに準じて、覚書(様式6)を締結した上で名簿情報を提供し、受領書(岡山市用)(様式8)を市に提出する。

第5章 名簿情報の適正管理

1 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者への名簿情報の提供に際し、市は以下に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 名簿情報を提供する者の範囲は、避難行動要支援者の属する学区等の避難支援等関係者で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度とする。

(2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人には守秘義務が課せられていることを、名簿情報の提供時に文書にて明示し、情報漏えい防止の徹底を図る。

(3) 名簿情報は施錠可能な場所へ保管するなど、厳重に保管するよう

指導する。

(4)名簿情報を必要以上に複製しないよう指導する。

(5)名簿情報の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿情報を取り扱う者をあらかじめ指定しておくよう指導する。

2 利用及び提供の制限

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援等の用に供する目的以外に、提供を受けた名簿情報等を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外の者に提供してはならない。

3 守秘義務

名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。避難支援等の支援対策に関わらなくなった後もまた同様とする。

4 名簿情報等の返却

避難支援等関係者は、第4章4の名簿情報の更新時には、先に提供を受けた名簿情報は廃棄又は市に返却する。ただし廃棄の場合にはシュレッダーにかけるなど、個人情報の漏えい防止のために適切な処理を行うこととする。

また、災害時等において提供を受けた名簿情報等については、災害時の避難支援等が終了した場合に、必ず市に返却する。(災害時等における情報提供の不同意者を含む名簿情報等の返却のタイミングについ

ては、市において判断する。)

第3編 個別避難計画

第1章 概要

個別避難計画とは、名簿の掲載者ごとに作成する計画であり、災害時に備え、市や本人、避難支援等実施者、地域、福祉事業者等が一体となって避難支援等を実施するための支援体制をあらかじめ計画書として整理しておくことを目的としたものである。

作成においては、当事者である本人が、家族及び関係者とともに計画作成の過程、避難訓練、検証、見直し等を通じて、災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高めてもらうことも重要となる。

1 個別避難計画の作成(災害対策基本法第49条の14)

市は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 個別避難計画の対象者

対象者は名簿の掲載者であり、計画作成及び計画情報を「3 個別避難計画の共有者」に掲げる者に提供をすることについて同意をしている者とする。

3 個別避難計画の共有者

作成した計画は、災害時に備え、対象者本人又は家族、避難支援等

関係者、避難支援等実施者、作成者、市で共有する。

4 個別避難計画の作成に係る関係機関

個別避難計画の作成は、実効性ある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業等、様々な関係者と連携して取り組むことが必要となっている。

このため、本市では、必要に応じて以下の関係機関へ計画作成の協力を要請するものとする。

- (1) 町内会・自主防災組織
- (2) 福祉事業者(介護サービス・障害福祉サービス等事業者)
- (3) 地域包括支援センター

第2章 個別避難計画作成の進め方

1 同意確認

計画作成にあたっては、あらかじめ名簿掲載者に対して計画作成の同意確認を行う。また、作成された計画情報を計画の共有者へ提供することについての同意確認も併せて行う。

2 計画作成の優先者(緊急度・優先度)

計画作成の優先者は、以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 災害リスク判定

対象者の居住地が、洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害(特別)警戒区域内にある者。(洪水・高潮につ

いては、想定される浸水深が 50 cm 以上の場合)

(2) 独居判定

対象者が、単身世帯に該当する者。

3 計画の内容

計画(様式9)には避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(8) 避難先情報等

(9) その他、市が必要と認める事項

第3章 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画作成に必要な情報は、名簿に記載している情報及び災害対策基本法第 49 条14の4に基づき、市が保有する避難行動要支援者に関する情報を利用する。その他の避難行動要支援者にかかる個人情報、緊急連絡先等は本人又は家族等から作成者が提供を受ける。

第4章 個別避難計画の更新

個別避難計画の更新は、避難行動要支援者の心身の状況の変化や災害時の避難方法等の変更があった場合において、本人又は家族、避難支援等関係者等からの申出等があった場合に、必要に応じて更新する。

1 更新の契機の例

- (1) 本人・家族の申出
- (2) 平時の避難支援等関係者による訪問活動等による確認
- (3) 町内会や自主防災組織による確認

2 事情の変更による更新

- (1) 心身の状況・転居
- (2) 緊急連絡先、情報伝達手段
- (3) 避難支援等実施者、避難先、移動手段

第5章 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難支援等を実施する。

なお、避難支援等関係者は避難支援等に法的な義務や責任を負うものではなく、名簿に掲載されたとしても必ず支援が受けられるものではないことを、市は避難行動要支援者に対して周知する。

また、名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者(公務災害補償等の対象者を除く。)が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若し

くは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害対策基本法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。

第4編 避難支援体制

第1章 避難支援等の基本的な考え方

避難行動要支援者は、災害発生時において必要な情報を素早く的確に把握することや、安全な場所へ避難を行うなど、自身を守るための行動を自力で取ることが困難である。

また、大規模災害発生時には、行政のみによる避難支援は困難となることから、共助の考え方を基本として、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは避難支援に当たるよう、地域に対して啓発を行うほか、避難行動要支援者について一人ひとりの状況に合わせた個別避難計画の作成を進めることで、地域の防災力も向上することなどから、市は、地域による避難行動要支援者支援体制構築の取組を促す。

第2章 支援体制の構築

1 市の支援体制

市は、避難行動要支援者の情報を管理し、災害時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

また、地域による個別避難計画作成の促進や、福祉事業者等による作成の促進を図る。

2 地域による支援体制

避難支援等関係者は、避難支援及び名簿情報の適正な管理について十分に理解した上で、名簿情報の提供を受けるとともに、避難支援を行う。

特に、町内会においては、自主防災組織の結成・育成や、避難行動要支援者に関する情報の把握、個別避難計画の作成により、避難行動要支援者に対する支援体制を整備し、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から、共に助け合える地域社会づくりを進める。

3 関係団体による支援体制

災害時には避難支援等関係者である岡山市消防局(団)、岡山県警察等の関係団体と連携し、避難支援を行う。

第3章 安否確認・避難支援の実施

1 安否確認・避難支援の実施

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合、市は被害状況等を勘察し、必要な地域の町内会(自主防災組織)等に安否確認・避難支援を要請するとともに、消防団や岡山県警察、岡山市社会福祉協議会にも協力を呼びかけ、避難支援を実施する。

町内会(自主防災組織)及び民生委員・児童委員は、市の要請の有無に関わらず、必要に応じて情報提供、安否確認、避難支援を実施する。ただし、自分自身と家族の安全を確保した上で、かつ可能な範囲での実施を前提とする。

2 あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制

災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、平時からの名簿情報の提供に

不同意であった者の名簿情報を、避難支援等関係者に提供することができるため、本市においては、各区役所総務・地域振興課に各学区・地区別の不同意であった者も含む名簿情報を保管し、迅速に該当する町内会の地域の避難支援等関係者に提供するものとする。

なお、市が不同意者の名簿情報の提供を判断する際には、平時からの名簿情報の提供に不同意であることに配慮した上で、予想される災害の種別や規模、予想被災地域の地理的条件等を総合的に勘案し、提供範囲等について慎重に検討する。

第5編 避難のための情報伝達

第1章 避難情報等の伝達方法

市は、災害時等において、避難情報等の発令や災害関連情報について以下の方法により情報伝達を行う。

- (1)公共放送(テレビ、ラジオ)
- (2)Lアラート(災害情報共有システム)
- (3)広報車による放送、消防職団員・自主防災組織等による口頭伝達
- (4)防災行政無線(同報系)
- (5)緊急速報メール
- (6)緊急告知ラジオ
- (7)岡山市防災メール(多言語版)
- (8)各種SNS(LINE・X(旧 Twitter)・フェイスブック)
- (9)市Webサイト

第2章 避難のための情報伝達

市は、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意する。

- (1)避難行動要支援者にも分かりやすい言葉や表現、説明等を行う。
- (2)同じ障害でも、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3)防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有効に組み合わせる。
- (4)情報の取得が容易になるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。

第6編 避難所等における支援体制

第1章 要配慮者の避難所・支援体制

要配慮者の避難所等における支援体制(避難路の整備、福祉避難所への移送、避難所内の支援等)については、岡山市地域防災計画、岡山市避難所運営マニュアル、岡山市福祉避難所設置・運営マニュアル等に基づき、適切に対応する。

第7編 普及啓発等

第1章 日頃の見守りと避難訓練の実施

市は、日頃の見守りを通して、災害時における地域での支援意識が醸成されるよう、啓発に努めるとともに、避難行動要支援者の参加による避難訓練の実施や、避難行動要支援者本人及びその家族を含む地域住民への防災意識の普及を積極的に行うよう努める。

1 日頃の見守り

避難行動要支援者、避難支援等関係者、地域住民は、日頃から支援体制等の情報を共有し、同時に避難行動要支援者の避難支援につながるよう努める。

2 避難訓練

市は、避難支援等関係者の協力を得て、名簿及び個別避難計画を活用した地域での訓練の実施を推進する。

3 地域住民及び避難行動要支援者の備え

東日本大震災などの経験から、住民一人ひとりに対する公助には限界があるため、市は、避難行動要支援者自身による自助と地域住民による共助の取組を促進するとともに防災意識の向上を図る。

第8編 関係法令抜粋

災害対策基本法

(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関す

る情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第2項又は第3項の規定による個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

4 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第49条の15 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特

別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者(次項、次条及び第 49 条の 17 において「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第 49 条の 16 市町村長は、前条第 2 項又は第 3 項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第 49 条の 17 第 49 条の 15 第 2 項若しくは第 3 項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくは、その職員その他の当該個別避難計画情報を

利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、
正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等
に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

様式集

(様式1)避難行動要支援者名簿登録・変更申請書兼同意書

様式1

避難行動要支援者名簿登録・変更申請書兼同意書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

(本人との続柄: _____)

(申請者が、本人又は親権者、法定代理人等の場合)

下記の内容で、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意します。

(申請者が、避難支援等関係者の場合)

下記の内容で、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請します。

本人又は法定代理人等に、※へ記入してもらってください。

フリガナ		生年月日	M・T・S・H・R	年	月	日
氏名		性別	男・女			
住所又は居所						
電話番号		携帯電話番号				
避難支援等を必要とする事由						
学区		町内会				

※ 申請者が、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意します。

本人又は法定代理人等 氏名

(様式3)避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書

様式3

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ
避難行動要支援者名簿
しょうぼうていきょう かん
の情報提供に関する



この同意書は、
現在で
市が保有する情報から、対象者の方にお送
りしています。

①下記の内容をご確認いただき、空欄の箇所への記入や、内容の訂正をお願いします。

フリガナ		せいねんがつび 生年月日	
し めい 氏 名		せい べつ 性 別	
じゅうしょ きょしょ 住所または居所			
でんわばんごう 電話番号	-	けいたいでんわばんごう 携帯電話番号	-
ひなんしえんどう ひつよう じゆう 避難支援等を必要とする事由			
がくく(ちく) 学区(地区)	区	ちょうないかい 町内会	町内会

②下記のあてはまるものに✓をして、日付・氏名を記入してください。

同意確認欄

(1) 施設に入所 または 長期入院 (退院の目処が立たないもの) をしていますか。
※一時的なものは除く

はい → 名簿対象者となりませんので記入は終了です。
退所・退院によりご自宅に戻られたら、危機管理室へご連絡ください

いいえ → 下記(2)の質問へ

(2) 上記の名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意しますか。

同意します

同意しません → ✓をした場合、よろしければその理由をお聞かせください。
 身近に避難支援をしてくれる人がいるから 個人情報を提供したくないから
 その他 ()

令和 年 月 日 本人氏名 _____
代筆者氏名 _____

※代筆をする場合、下記の該当する続柄に✓をしてください。
 本人の親族・法定代理人 その他 ()

ご記入いただき、岡山市危機管理室にご提出ください。
【郵送先】〒700-8790 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市危機管理室

(様式4)避難行動要支援者名簿同意・同意取消申請書

様式4

避難行動要支援者名簿同意・同意取消申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

氏名

本人でない場合(続柄)

下記の内容で、市が作成した避難行動要支援者名簿に掲載されていますが、
平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに、

同意していましたが、今後は同意しません。

同意していませんでしたが、今後は同意します。

フリガナ		生年月日	M・T・S・H・R	年	月	日
氏名		性別	男・女			
住所又は居所						

(様式5)避難行動要支援者名簿の登録情報に関する確認書

様式5

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ
避難行動要支援者名簿
とうろくじょうほう かん
の登録情報に関する



おかやまし ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ
あなたは、岡山市避難行動要支援者名簿に
かき ないよう とうろく
下記の内容で登録されています。

- ①内容に変更がある場合は、訂正または記入をして、ご提出をお願いします。
内容に変更がない場合は提出の必要はありません。

フリガナ	せいねんがっぴ 生年月日
し めい 氏 名	せい べつ 性 別
じゅうしょ きょしょ 住所または居所	
でんわばんごう 電話番号	けいたいでんわばんごう 携帯電話番号
ひなんしえんとう 避難支援等を ひつよう じゆう 必要とする事由	こじんじょうほう ていきよう 個人情報の提供に ついての同意状況
がく (ちく) 学区 (地区)	区 ちょうないかい 町内会

- ②施設入所や長期入院をしている場合、または上記の「個人情報の提供についての同意状況」を
変更する場合は、下記のあてはまるものに✓をして、日付・氏名を記入してください。

変更欄

- (1) 施設入所 または 長期入院 (退院の目処が立たないもの) をしていますか。

※一時的なものは除く

- はい →名簿対象者となりませんので記入は終了です
退所・退院によりご自宅に戻られたら、危機管理室へご連絡ください
- いいえ →個人情報の提供について変更する場合は下記 (2) の質問へ

- (2) 上記の名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意しますか。

- 「同意」に変更します。
- 「同意しない」に変更します。→よろしければその理由をお聞かせください。
- 身近に避難支援をしてくれる人がいるから 個人情報を提供したくないから
- その他 ()

れいわ ねん がつ 日にち 本人氏名
令和 年 月 日 代筆者氏名

※代筆をする場合、該当する続柄に✓を 本人の親族・法定代理人 その他 ()
してください。

記入・訂正をしていただいた場合は、岡山市危機管理室にご提出ください。
【郵送先】〒700-8790 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市危機管理室

(様式6)岡山市避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書

様式6

岡山市避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、災害時における避難支援等を実施する体制づくりを目的として、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の提供と利用に関して、以下の内容で覚書を締結する。

- 1 甲が乙に提供する名簿の情報は、次のとおりとする。
(1)氏名、(2)生年月日、(3)性別、(4)住所又は居所、(5)電話番号その他の連絡先、(6)避難支援等を必要とする事由
- 2 乙は甲が提供した名簿を、避難支援等の実施に必要な範囲で利用する。
- 3 乙は名簿を、施錠できる場所に保管する、複写は必要最小限にするなど、適切に管理する。
- 4 乙は名簿を管理する管理者を定め、避難支援等の実施に必要な範囲の者で共有する。
- 5 乙は避難支援等の実施に必要な理由で、名簿から知り得た個人情報を他人に知らせない。
- 6 乙は名簿の個人情報に関して事故が発生したときは、速やかに甲に連絡する。

この覚書の成立を証するため、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

甲 住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号
団体名 岡山市
代表者 岡山市長

乙 住 所 岡山市 _____
団体名 _____
代表者 _____ ㊟

(様式7)受領書(安全安心ネットワーク又は連合町内会保管用)

様式7

「避難行動要支援者名簿(基準日: 年 月 日)」受領書
(安全・安心ネットワーク又は連合町内会保管用)

年 月 日

学区・地区安全・安心ネットワーク代表者 様

町内会名

代表者住所

代表者氏名

「避難行動要支援者名簿(基準日: 年 月 日)」(単位町内会
用)を受領しました。

なお、別紙「岡山市避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書」に
記載されている内容を遵守します。

(様式8)受領書(岡山市提出用)

様式8

「避難行動要支援者名簿（基準日： 年 月 日）」受領書
(単位町内会→岡山市へ提出用)

年 月 日

岡 山 市 長 様

町内会名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

「避難行動要支援者名簿（基準日： 年 月 日）」（単位町内会
用）を受領しました。

なお、別紙「岡山市避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書」に
記載されている内容を遵守します。

(様式9) 岡山市個別避難計画

様式9(表面)

岡山市個別避難計画

小学校区

.....

町内会名

.....

作成日

.....

ふりがな			生年月日	大・昭 平・令	年 月 日 (歳)
対象者氏名			性別	男 ・ 女 ・ その他	
住所	岡山市 区				
避難時に配慮しなければならない事項	<input checked="" type="checkbox"/> あてはまるものすべてに <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族と分らない <input type="checkbox"/> その他 ()				
同居家族等	なし・配偶者・子・父母・祖父母・孫 その他 ()	本人 連絡先			
避難支援候補者 (1名以上) または 避難支援候補 団体 (1団体以上)	氏名① (団体名)	(ふりがな)			
	住所	岡山市 区			
	連絡先	電話番号1 :	電話番号2 :	その他 :	
	氏名② (団体名)	(ふりがな)			
	住所	岡山市 区			
	連絡先	電話番号1 :	電話番号2 :	その他 :	
	氏名③ (団体名)	(ふりがな)			
	住所	岡山市 区			
	連絡先	電話番号1 :	電話番号2 :	その他 :	
	氏名④ (団体名)	(ふりがな)			
	住所	岡山市 区			
	連絡先	電話番号1 :	電話番号2 :	その他 :	
特記事項・避難先情報など ※避難時に気をつける事項などがあれば事前に記載しておいてください。					

様式9(裏面)

個別避難計画の作成・共有に係る同意書 兼
避難行動要支援者名簿登録申請書

令和 年 月 日

<すべての方が対象>

下記の留意事項について理解したうえで計画を作成し、
計画書に記載された情報を平常時から関係者間で共有することに同意します。

<避難行動要支援者名簿に登録のない方が対象>

計画書に記載された情報をもとに、避難行動要支援者名簿へ登録し、
平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意します。

本人氏名

(自署または代筆)

代筆者氏名

(自署※代筆の場合のみ)

※代筆の場合は、上記の該当する項目に をお願いします。

本人の親族・法定代理人

その他 ()

<留意事項>

- 避難支援は、あくまでも普段からの地域の支え合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。
- 避難支援者の方をお願いするのは、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲での支援です。決して避難支援者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。
- 災害時には避難支援者の不在や被災などにより避難支援を行えない可能性があります。

岡山市避難行動要支援者支援計画

平成25年5月 策定

平成27年6月 全面改定

平成28年3月 一部改定

平成29年4月 一部改定

令和8年3月 改定